

遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し（概要）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた通知－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 24 年 2 月 28 日、厚生労働省に対し通知を行いました。

（行政相談の要旨）

父子家庭では、遺族厚生年金（月額約 1 万 8,000 円）を受給していると児童扶養手当（最高で月額約 4 万 7,000 円）が支給されないが、遺族厚生年金は児童扶養手当に比べ、相当低額であり、年金と児童扶養手当の併給、差額支給又は選択制等の改善策を講じてほしい。

（問題点）

- 遺族年金には、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」の 2 種類あり。
- 母子家庭は上記の 2 種類の年金を受給できるが、父子家庭においては、遺族基礎年金を受給できず、かつ夫への遺族厚生年金の受給は 55 歳以上に限られているため、低額な子の遺族厚生年金のみを受給している場合が生じている。
- 児童扶養手当は、平成 22 年の法改正で、父子家庭にも支給されることとなったが、公的年金給付を受けることができるときは支給しないとされている（児童扶養手当法第 4 条第 2 項第 2 号）ため、申出人以外にも併給制限される場合が生じている。

（通知の内容）

平成 24 年 2 月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」において、遺族基礎年金の男女差を解消すべく、「具体的な法的措置を検討する」とされたことに鑑み、行政苦情救済推進会議の次の問題意識を厚生労働省に通知

- ① 遺族基礎年金の男女差を解消すべく、具体的な法的措置が早急に採られること。
- ② 児童扶養手当の併給制限の在り方について、児童扶養手当法改正法の施行後 3 年（平成 25 年）を目途として引き続き検討すること。



申出の事例

申出人の妻は、平成 17 年に死亡。申出人は、3 人の子を養育（長男は就業）、自営業で年収 200 万円弱。

(単位：円 (年額))

	遺族基礎年金	遺族厚生年金	合計
夫(51 歳)	対象外	対象外	217,000 (月 18,000)
次男(16 歳)	支給停止	108,500	
長女(14 歳)	支給停止	108,500	
合計	0	217,000	

- (注) 1 申出人提出の資料に基づき、当省が一部加工の上作成した。
2 長男も当初は次男、長女と同額を受給していたが、平成 18 年度末で 18 歳となり失権した。
3 子に対する遺族基礎年金は、父又は母と生計を同一にしている場合、支給が停止される。



生計を同一にする父子家庭は遺族基礎年金を受給できないため、受給額が低額。

- ※ 母子家庭には遺族基礎年金（子 2 人の場合、年約 124 万円）が支給。
- ※ なお、離婚後に父が死亡した母子家庭には遺族基礎年金の支給が停止される場合がある。

社会保障・税一体改革大綱(抜粋)

〔平成 24 年 2 月 17 日 閣議決定〕

第 1 部 社会保障改革

第 3 章 具体的改革内容 (改革項目と工程)

4. 年金

II 現行制度の改善

(14) その他

- 遺族基礎年金については、母子家庭には支給される一方で父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、支給要件の判定基準を適正化すべきなどの指摘があることに鑑み、具体的な法的措置について検討する。

(注) 下線は、当省が付した。

(参考)

- 国民年金法 (昭和 34 年法律第 141 号) (抜粋)

(支給要件)

第 37 条 遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であつた者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の妻又は子に支給する。

児童扶養手当法の一部を改正する法律(抜粋)

附則 (平成 22 年法律第 40 号)

(検討)

第 5 条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭における父又は母の就業状況及び当該家庭の経済的な状況等を勘案し、当該家庭の生活の安定及び自立の促進並びに児童の福祉の増進を図る観点から、児童扶養手当制度を含め、当該家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

雇用均等・児童家庭局の見解

児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 40 号。同年 8 月 1 日施行）附則第 5 条において、同法施行後 3 年を目途として、同法の施行の状況、ひとり親家庭の就業状況等を勘案して、支援施策の在り方について検討を加えることとされていることを踏まえ、これに沿って、児童扶養手当と公的年金の併給調整の在り方等についても、他の所得保障制度における併給調整の取扱いに与える影響や必要となる財源措置などの論点に留意して、検討するとしているとの見解を示している。また、平成 23 年 11 月に実施する「全国母子世帯等調査」において、ひとり親家庭の生活実態とともに、児童扶養手当と年金の受給状況に関する調査項目を追加し、その実態を把握するとしており、同調査の結果も踏まえて、検討していくとの見解を示している。

※ 本件申出に係る当局からの照会に対する平成 23 年 3 月及び同年 10 月の回答

(参考)

○ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）（抜粋）

(支給要件)

第 4 条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

ロ 父が死亡した児童

二 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父

ロ 母が死亡した児童

2 前項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては児童が第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第 1 号から第 4 号まで又は第 10 号から第 13 号までのいずれかに該当するとき、養育者に対する手当にあつては児童が第 1 号から第 7 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

二 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

(注) 下線は、当省が付した。

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

会議のメンバーは、次のとおり。

（座長）大森 彌 東京大学名誉教授

秋山 収 元内閣法制局長官

加賀美幸子 千葉市女性センター名誉館長

加藤 陸美 元環境事務次官

小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授

谷 昇 （社）全国行政相談委員連合協議会会長

松尾 邦弘 弁護士、元検事総長